

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-025008-01-01

事業名	国土利用計画管理運営事業	事業番号	01	課係名	土地対策課 土地利用計画班	係番号	01
-----	--------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b>                  (1) 対象                  沖縄県全域(41市町村)</p> <p>(2) 現状                  土地利用に関して基本理念、方向性がないまま開発を進めていくと、各種土地利用が混在化し、適正かつ有効な県土の利用・保全が図れない。</p> <p>(3) 方法                  県土利用に関する行政の指針となる沖縄県国土利用計画を策定し、その管理を行う。市町村においては、それぞれの現況に対応した土地利用・保全を図るため、市町村国土利用計画を策定する必要があり、その策定・改定を促進し、指導・助言を行う。</p> <p>(4) 目標                  第3次沖縄県国土利用計画の管理運営を行うとともに、現計画の目標年次が平成17年であることから、その改定に向けて本県の土地利用における課題及び問題点を整理していく。市町村国土利用計画においては、目標年次を経過しても未改定である市町村に対し、改定を促進していく。</p> <p><b>2. 事業の必要性</b>                  限られた県土の有効利用を促進するため、県土利用に関する行政上の指針となる国土利用計画を策定・管理し、長期にわたって安定した均衡ある県土の利用を確保する必要がある。</p> <p><b>3. 実施年度・始期：昭和53年(第1次計画策定)，終期：未定</b></p> <p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>	<p><b>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</b></p> <p><b>6. 役割分担</b>                  (1) 何故、「官」が行うのか                  国土利用計画法第5条第1項で国は全国計画を定めるものとし、同法第7条第1項及び同法第8条第1項で都道府県又は市町村は、それぞれ、自らの区域における国土の利用について必要な事項を定めることができるとしている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか                  同上                  また、市町村計画の策定・改定については、国土利用計画法第8条第6項で市町村に対し必要な助言又は勧告をすることができるとしている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>2,532</td> <td>2,296</td> <td>1,889</td> <td>2,354</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.90</td> <td>0.95</td> <td>1.85</td> <td>2.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：国土利用計画管理費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	2,532	2,296	1,889	2,354	人工数	0.90	0.95	1.85	2.05
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	2,532	2,296	1,889	2,354												
人工数	0.90	0.95	1.85	2.05												

<p>(1) 何を(手段・活動指標)                  ・沖縄県国土利用計画の適正な管理運営                  ・目標年次を経過した市町村国土利用計画の改定を促進していく。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標)                  ・第3次沖縄県国土利用計画の改定                  ・市町村計画改定率</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)                  市町村国土利用計画の策定・改定を促進している。その結果は、                  平成15年度：7(3市2町2村)                  平成16年度：3(0市0町3村)                  平成17年度：0(0市0町0村)</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)                  目標年次を経過した市町村計画の改定率は、                  平成15年度：46%                  平成16年度：52%                  平成17年度：31%</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)                  ・第3次沖縄県国土利用計画の改定を行う。                  ・目標年次を経過した市町村計画の改定を促進していくとともに、市町村合併により誕生した新市町村の計画策定を促進する。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)                  平成20年度目標改定率：75%</p>
--	--	--

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 土地対策課 土地利用計画班				
評価責任者	土地対策課		担当者 土地利用計画班		
課番号	025008	係番号	01	電話番号	866-2040
				作成年月日	

事務事業コード	2006-025008-01-01				
事務事業名	国土利用計画管理運営事業				
歳出事業コード(1)	028014001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	国土利用計画管理費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	沖縄県国土利用計画の適正な管理運営					
成果指標名又は成果の内容(A')	第3次沖縄県国土利用計画の改定					
活動指標名又は活動の内容(B)	目標年次を計画した市町村国土利用計画の改定促進					
成果指標名又は成果の内容(B')	市町村改定率					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B	市町村数	7.00	7.00	3.00	21.00	21.00
成果指標B'	改定率	0.37	0.64	0.83	0.75	0.75
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,532	2,296	1,889	2,354	
	人工数D	0.90	0.95	1.85	2.05	
	人件費E	5,967	6,118	11,914	13,161	
	合計C+E=F	8,499	8,414	13,803	15,515	

目標年次経過市町村の改定率

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	市町村計画は、素案作成の際、あらかじめ公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置をこうずることが定められており、また、県計画の策定においても、あらかじめ審議会その他合議制の機関及び市町村長の意見を聴くことが求められている。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 横ばい
判定根拠	限られた県土の有効利用を促進するため、県土利用に関する行政上の指針となる国土利用計画を策定し、必要に応じた見直しや改定を図り、適正に管理・運営することが重要である。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	平成18年3月31日現在、市町村計画の策定率は87.8%であり、全国平均約60%に比して高い策定率となっている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	国土利用計画法第5条第1項で国は全国計画を定めるものとし、同法7条第1項及び同法第8条第1項で都道府県又は市町村は、それぞれ、自らの区域における国土の利用について必要な事項を定めることができるとしている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	国土利用計画法第5条第1項で国は全国計画を定めるものとし、同法7条第1項及び同法第8条第1項で都道府県又は市町村は、それぞれ、自らの区域における国土の利用について必要な事項を定めることができるとしている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	国土利用計画法第7条第1項において県は、県土の利用に関し必要な事項について計画を定めることができるとされ、市町村計画の策定・改定については、同法第8条第6項で市町村に対し必要な助言又は勧告をすることができるとしている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	国土利用計画は、国土の利用に関する最も基本的な計画で、国土利用に関する行政上の指針となる総合的かつ長期的な計画である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	沖縄県国土利用計画の適正な管理運営を図るとともに、市町村国土利用計画については、その策定・改定を促進する必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画の適正な管理・運営を図るため、第3次沖縄県国土利用計画の改定を行う。</li> <li>目標年次を経過した市町村計画の改定を促進していくが、その策定及び改定は市町村の自治事務とされている。</li> </ul>	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 | C  
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。

判定 根拠	限られた県土の有効利用を促進するため、県土利用に関する行政上の指針となる国土利用計画を策定・管理し、長期にわたって安定した均衡ある県土の利用を確保する必要がある。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 | A 1  
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	限られた県土の有効利用を促進するため、県土利用に関する行政上の指針となる国土利用計画を策定・管理し、長期にわたって安定した均衡ある県土の利用を確保する必要がある。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 | A  
 (判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	国土利用計画法第7条第1項において県は、県土の利用に関し必要な事項について計画を定めることができるとされ、市町村計画の策定・改定については、同法第8条第6項で市町村に対し必要な助言又は勧告をすることができるとしている。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 | A  
 (判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	調整及び管理業務であるためO A化はそぐわない。
----------	--------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
	4. 民間委託の可能性		A
5. 事務事業の選択		A	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
8	3	2			

12. 所管課の総合評価 総合評価

評価区分	A	具体的方向性	1
------	---	--------	---

(評価区分) : A. 拡充  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定 根拠	限られた県土の有効利用を促進するため、県土利用に関する行政上の指針となる国土利用計画を策定・管理し、長期にわたって安定した均衡ある県土の利用を確保する必要がある。 ・第3次沖縄県国土利用計画の目標年次が平成17年であることから、基本とする全国国土利用計画の動向を併せ、その改定を行う。 ・目標年次が経過した市町村計画の改定を促進していくとともに、市町村合併により誕生した新市町村の計画策定を促進する。 また、土地利用転換計画策定事業を統合し、総合的に土地利用施策を図っていく。
----------	---

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-025008-01-02

事業名	土地利用転換計画策定事業	事業番号	02	課係名	土地対策課 土地利用計画班	係番号	01
-----	--------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 都市計画区域内の市街化区域又は市街化区域と市街化調整区域との区分を定めていない市町村にあっては用途地域を指定した地域</p> <p>(2) 現状 市街化区域・市街地については、低未利用地の計画的な土地利用の促進、円滑な利用が重要な課題となっている。</p> <p>(3) 方法 転換計画対象区域の位置づけ及び現状、土地利用及び公共公益施設の整備の構想、その構想を実現するための必要な事項を取りまとめ、土地利用転換計画を策定する。</p> <p>(4) 目標 土地利用転換計画を策定することにより、土地利用転換を適切に誘導して必要な宅地の供給及び土地利用の適正化を図る。</p> <p><b>2. 事業の必要性</b> 中心市街地における空洞化の解消、住宅地の供給、低未利用地の高度利用等の問題解決について、地域住民・民間から行政へ対する要望は大きい。 本事業においては、協議会等において地域住民・民間の参加の場を設けることとなり、地域住民の意向を反映した実現性の高い計画を策定することができる。</p> <p><b>3. 実施年度・始期：平成6年度，終期：未定</b></p> <p><b>4. 自治上の区分：自治事務</b></p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 土地基本法第6条第1項に「国及び地方公共団体は、土地に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する」と定められ、低未利用地の有効活用を図るための措置を講じる必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 土地利用転換計画の策定が円滑かつ適切に行われるよう指導及び助言をする必要がある。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>9,726</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.25</td> <td>0.30</td> <td>0.10</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：国土利用計画管理費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	9,726	0	30	30	人工数	0.25	0.30	0.10	0.05
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	9,726	0	30	30												
人工数	0.25	0.30	0.10	0.05												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 転換計画の策定が適切かつ円滑に行われるよう、関係行政機関等の協力を得て市町村に対し、指導及び援助を行う。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 土地利用転換計画の策定</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 〔土地利用転換計画策定地区〕 宜野湾市長田地区、南風原町新川地区、糸満市潮平東地区、那覇市首里石嶺地区、浦添市小湾地区、与那城町屋慶名西地区、那覇市栄町市場地区、那覇市カブ川周辺地区、那覇市仲井真地区</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 土地利用転換の適正化 糸満市潮平地区：農住組合設立検討中 那覇市首里石嶺地区：農住組合設立 浦添市小湾地区：国立劇場おきなわを中心に土地利用転換 与那城町屋慶名西地区：事業の実現に向けた取り組み実施中 那覇市栄町市場地区：事業の実現に向けた取り組み実施中</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 土地利用転換が予想される区域及びその周辺区域において、低未利用地の有効活用を図るため、土地利用転換計画の策定を推進する。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 土地利用の適正化及び必要な宅地の供給を図ることができる。</p>
--	--	--

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 土地対策課 土地利用計画班				
評価責任者	土地対策課		担当者 土地利用計画班		
課番号	025008	係番号	01	電話番号	866-2040
				作成年月日	

事務事業コード	2006-025008-01-02				
事務事業名	土地利用転換計画策定事業				
歳出事業コード(1)	028014001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	国土利用計画管理費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	転換計画の策定を行う市町村に対し、指導及び助言を行う。					
成果指標名又は成果の内容(A')	土地利用転換計画の策定					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'	計画策定数	1.00	2.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	9,726	0	30	30	
	人工数D	0.25	0.30	0.10	0.05	
	人件費E	1,657.50	1,932	644	321	
	合計C+E=F	11,383.50	1,932	674	351	

当事業は、事業主体が市町村で、県は指導及び助言を行っている。

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span> (判定内容) A: 満足している。
判定根拠	相当規模の土地利用転換が予想される区域及びその周辺区域について土地利用転換計画の策定を推進し、土地利用転換を適切に誘導することにより、必要な宅地の供給及び土地利用の適正化を図っており、計画策定の際は、民間事業者・地域住民等からなる協議会等を設置している。そのため、地域住民の意向を反映した実現性の高い計画を策定することができる。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span> (判定内容) B: 横ばい
判定根拠	相当規模の土地利用転換が予想される区域及びその周辺区域について土地利用転換計画の策定を推進し、土地利用転換を適切に誘導することにより、必要な宅地の供給及び土地利用の適正化を図ることに資しているが、転換計画の策定件数は横ばいである。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他府県同様、計画策定市町村に対して、適正に指導及び助言を行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	土地基本法第6条第1項において「国及び地方公共団体は、土地に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する」と定められており、低未利用地の有効活用を図るための措置を講ずる必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 D
(判定内容) D. 市町村又は国が実施すべき事業である。		
判定 根拠	実施主体は市町村であり、県は計画策定市町村に対し、指導及び助言を行っている。	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	転換計画策定の際の基礎調査等は、民間への委託が可能である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	土地利用の転換を適切に誘導し、都市計画等を踏まえた、より地域に密着した土地利用計画の策定を行うことができる。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	都市計画区域内の市街化区域及び用途区域において、土地利用の転換を適切に誘導し、都市計画等を踏まえたより地域に密着した土地利用の実現を図っている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	転換計画の策定が円滑かつ適切に行われ、実現可能な計画となるよう関係行政機関等の協力を得て市町村に対し指導及び助言を行っている。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2  
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定根拠  
 転換計画の策定が円滑かつ適切に行われ、実現可能な計画となるよう関係行政機関等の協力を得て市町村に対し指導及び助言を行っている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2  
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠  
 転換計画の策定が円滑かつ適切に行われ、実現可能な計画となるよう関係行政機関等の協力を得て市町村に対し指導及び助言を行っている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 県費負担は、指導事務に要する費用のみである。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 県は事業主体である市町村に対して指導及び助言を行っており、O A化はそぐわない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		D
有効性	4. 民間委託の可能性		E
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	A 2
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	9	2		1	1

12. 所管課の総合評価

総合評価  
 評価区分 C 具体的方向性 4

(評価区分) : C. 見直す  
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠  
 中心市街地における空洞化の解消、住宅地の供給、低未利用地の高度利用等の問題解決について、地域住民・民間から行政へ対する要望は大きい。本事業においては、協議会等において地域住民・民間の参加の場を設けることとなっており、地域住民の意向を反映した実現性の高い計画を策定することができる。だが、国からの補助金が削減されたことにより、これからの計画策定が難しくなったので、平成19年度から国土利用計画管理事業と統合し、総合的に土地利用施策を進めていく。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-025008-01-03

事業名	農住組合推進事業	事業番号	03	課係名	土地対策課 土地利用計画班	係番号	01
-----	----------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b>                  (1) 対象 都市計画区域内の市街化区域内農地</p> <p>(2) 現状 市街化区域内農地は、無計画な宅地化及び沿道開発に伴いスプロール化が進展し、居住・営農環境が悪化しており、また、後継者不足も深刻化している。</p> <p>(3) 方法 市街化区域内農地の所有者が協同して、「農住組合」という組織を設け、必要に応じて当面の営農の継続を図りつつ、住宅地の造成、住宅建設等の事業を行う。</p> <p>(4) 目標 住宅地の造成、住宅建設等の事業を行うことにより、市街化区域内農地を活用した良好なまちづくりを行う。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b>                  (1) 何故、「官」が行うのか 土地の基盤造成実施等には多くのノウハウが必要であり、農家だけで行うのは難しく、行政による技術的支援が不可欠である。 また、農住組合法第92条に「組合に対する助言・指導を行うことができる」と定められている。                  (2) 何故、県が行うのか 農住組合法により、組合の定款又は事業基本方針変更の認可、組合設立の認可、組合解散の決議、解散命令等において県の役割が定められている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>9,288</td> <td>5,082</td> <td>120</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.15</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：国土利用計画管理費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	9,288	5,082	120	70	人工数	0.25	0.25	0.15	0.05
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	9,288	5,082	120	70												
人工数	0.25	0.25	0.15	0.05												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 市街化区域内農地においては、後継者不足により宅地化を希望する農家も多いが、営農継続を希望する農家も少なくない。通常の区画整理組合による区画整理事業では農地を残すことができないので、両者の要望に対応するためにも農住組合を設立し、当該事業を活用する必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：平成3年度，終期：未定</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分：自治事務</b></p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 農住組合の設立を促進するとともに、農住組合の事業が円滑かつ適切に行われるよう、関係行政機関の協力を得て農住組合等に対し、指導監督等を行う。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 農住組合の設立</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b>                  8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成18年2月、土地区画整理事業終了。平成18年3月、那覇市首里石嶺農住組合解散。</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 那覇市首里石嶺農住組合の土地約1.6haを住宅地(59.2%)、農地(14.8%)、公共用地(26%)へ転換。</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b>                  9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 農住組合の設立を促進する(糸満市潮平内2地区で組合設立検討中である)。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 那覇広域都市計画区域内農地の計画的な宅地化が見込まれる。</p>
---	---	---

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 土地対策課 土地利用計画班				
評価責任者	土地対策課		担当者 土地利用計画班		
課番号	025008	係番号	01	電話番号	866-2040
				作成年月日	

事務事業コード	2006-025008-01-03				
事務事業名	農住組合推進事業				
歳出事業コード(1)	028014001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	国土利用計画管理費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	農住組合の設立促進及び組合の実施する事業の指導監督を行う。					
成果指標名又は成果の内容(A')	農住組合の設立					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'	組合設立数	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	9,288	5,082	120	70	
	人工数D	0.25	0.25	0.15	0.05	
	人件費E	1,657.50	1,610	966	321	
	合計C+E=F	10,945.50	6,692	1,086	391	

当事業は、組合等が実施する事業に対する指導監督等農住組合制度の推進に関する事業を行っている。

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span> (判定内容) A. 満足している。
判定根拠	住宅需要の著しい地域における市街化区域内農地の所有者が共同し、必要に応じて当面の営農の継続を図りつつ住宅地等への転換を進めるなど、土地利用の適正化を図っており、事業実施のための計画を策定する際は、計画対象区域内で現に農業を営む者を代表とする者等を含めた協議会等を設置している。そのため、地域住民(組合員)の意向を反映した実現性の高い計画を策定することができる。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span> (判定内容) B. 横ばい
判定根拠	住宅需要の著しい地域における市街化区域内農地の所有者が共同し、必要に応じて当面の営農の継続を図りつつ住宅地等への転換を進めるなど、土地利用の適正化を図ることに資しているが、土地所有者のまちづくりに対する意識の醸成、減歩率や保留地処分等を資金的課題等から組合設立に至りにくい状況である(県内では、那覇市首里石嶺農住組合が設立されているのみ)。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	1都2府18県において75組合が設立されている。 農住組合法により県の役割が定められており、適正に指導・助言を行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	土地の基盤造成実施等には多くのノウハウが必要であり、農家だけで行うのは難しく、行政による指導・助言が不可欠である。 農住組法第92条に「組合に対する助言・指導を行うことができる」と定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	農住組合法第92条において県は、組合に対し助言・指導を行うことができるとされている。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	農住組合法第92条において県は、組合に対し助言・指導を行うことができるとされている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	住宅需要の著しい地域における市街化区域内農地の所有者が共同し、必要に応じて当面の営農の継続を図りつつ住宅地への転換を進めるなど、土地利用の適正化を図っている。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	農住組合法第60条により、対象が定められている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	農住組合制度の推進に関する事業を行うことにより組合設立を推進している。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2  
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定 根拠	住宅需要の著しい地域における市街化区域内農地の所有者が共同し、必要に応じて当面の営農の継続を図りつつ住宅地等への転換を進めるなど、土地利用の適正化を図ることに資しているが、土地所有者のまちづくりに対する意識の醸成、減歩率や保留地処分等の資金的課題等から組合設立に至りにくい状況である（県内では、那覇市首里石嶺農住組合が設立されているのみ）。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2  
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定 根拠	組合等が実施する事業に対する指導監督等、組合制度の推進に関する事業を行うことにより、市街化区域内農地の土地利用の適正化を図っている。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	県費負担は、指導事務に要する費用のみである。
----------	------------------------

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定 根拠	組合等が実施する事業に対して指導監督等を行うとともに、農住組合制度の推進に関する事業を行っており、O A 化にそぐわない。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	C	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
4. 民間委託の可能性	B		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
	9. 県の負担割合	A	
10. O A 化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
8	4	1			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C   具体的方向性   1

(評価区分) : C. 見直す  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は減らすが、成果は向上させる。

判定 根拠	市街化区域内農地においては、後継者不足により宅地化を希望する農家は多いが、営農継続を希望する農家も少なくない。通常の区画整理組合による区画整理事業では農地を残すことができないので、両者の要望に対応するため農住組合を設立し、当該事業を活用する必要がある。
----------	--

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-025008-01-05

事業名	土地所有・利用実態調査	事業番号	05	課係名	土地対策課 土地利用計画班	係番号	01
-----	-------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 県内全市町村の土地の所有・利用等に関するデータ</p> <p>(2) 現状 国からの委託業務として調査を行っていたが、平成17年度から国が直接調査することになり、委託は終了。今後は総合土地対策事業へ統合し、国から調査依頼による県有地調査及びそのデータ活用を図る。</p> <p>(3) 方法 県有地に関する調査及びデータの活用。</p> <p>(4) 目標 わが国の土地問題の所在を把握し、適切な政策手法を企画立案する等、土地政策を的確に実施するための資料とする。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 平成16年度までは、土地所有・利用実態調査委託業務実施要領による国土交通省からの委託調査業務として実施。17年度以降は、国土交通省からの調査依頼により県有地に関する調査及びそのデータ活用を図る。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 平成16年度までは、土地所有・利用実態調査委託業務実施要領による国土交通省からの委託調査業務として実施。17年度以降は、国土交通省からの調査依頼により実施する。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b> (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>1,227</td> <td>1,227</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.35</td> <td>0.35</td> <td>0.20</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：土地所有・利用実態調査</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	1,227	1,227	0	0	人工数	0.35	0.35	0.20	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	1,227	1,227	0	0												
人工数	0.35	0.35	0.20	0.00												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 国において取りまとめる全国の土地所有・利用概況の基礎資料となるとともに、本県においても土地利用政策上必要な情報が得られる。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：平成4年度，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分：</b> 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 土地の所有、利用状況等に関するデータの収集し、集計・取りまとめをする。</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 毎年調査を行うとともに収集データを整理・分析のため「土地情報管理システム」を活用している。</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 今後は総合土地対策事業へ統合し、県有地調査及びそのデータ活用を図る。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 土地利用政策の基礎資料を得る</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 土地の所有・利用に関する情報を収集、分析し、土地政策の基礎資料として活用している。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 総合土地対策事業へ統合し、一体的に土地政策の基礎資料として活用するとともに、情報提供について検討する。</p>

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 土地対策課 土地利用計画班				
評価責任者	土地対策課		担当者 土地利用計画班		
課番号	025008	係番号	01	電話番号	866-2040
				作成年月日	

事務事業コード	2006-025008-01-05				
事務事業名	土地所有・利用実態調査				
歳出事業コード(1)	028014002	事業区分	A		
歳出事業名(1)	土地所有・利用実態調査費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容 (A)	土地の所有、利用状況に関するデータを収集し、とりまとめをする					
成果指標名又は成果の内容 (A')	土地利用政策の基礎資料を得る					
活動指標名又は活動の内容 (B)						
成果指標名又は成果の内容 (B')						
< 指標の推移 >	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標 A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標 A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標 B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標 B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額 C	1,227	1,227	0	0	0
	人工数 D	0.35	0.35	0.20	0.00	0.00
	人件費 E	2,320.50	2,254	1,288	0	0
	合計 C + E = F	3,547.50	3,481	1,288	0	0

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	土地所有状況のデータをとりまとめることで、土地利用政策上必要な情報が得られるため。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>
	(判定内容) B: 横ばい
判定根拠	土地所有状況のデータをとりまとめることで、土地利用政策上必要な情報が得られるため。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	国が実施する調査で、全都道府県で実施されている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	(1) 土地基本法第17条第1項で、国及び地方公共団体は、土地に関する総合的かつ効率的な実施を図るため、土地の所有及び利用の状況に関する調査の実施等必要な措置を講ずるよう定められている。 (2) 土地基本法第17条第2項で、国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑実施に資するため、国民への土地の所有及び利用の状況に関する情報提供に努めることと定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	(1) 土地基本法第17条第1項で、国及び地方公共団体は、土地に関する総合的かつ効率的な実施を図るため、土地の所有及び利用の状況に関する調査の実施等必要な措置を講ずるよう定められている。 (2) 土地基本法第17条第2項で、国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑実施に資するため、国民への土地の所有及び利用の状況に関する情報提供に努めることと定められている。	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	収集した地図情報等の電子データへの変換委託等を実施している。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	県の各機関が各個に保有している土地の所有・利用に関するデータを取りまとめることで、土地の所有・利用に関する情報を収集し、県民への情報提供に努める。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	県の各機関が各個に保有している土地の所有・利用に関するデータを取りまとめることで、土地の所有・利用に関する情報を収集し、県民への情報提供に努める。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	県の各機関が各個に保有している土地の所有・利用に関するデータを取りまとめることで、土地の所有・利用に関する情報を収集し、県民への情報提供に努める。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定   A 2
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。		
判定根拠	平成17年度から国土交通省からの委託業務は廃止になり、国土交通省が調査の主体となり、県は県有地の調査を実施する。今後は総合土地対策事業と統合（H18）し一体的に事業を推進することにより、県民への情報提供に努める。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると		判定   A 2
(判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。		
判定根拠	平成17年度から国土交通省からの委託業務は廃止になり、国土交通省が調査の主体となり、県は県有地の調査を実施する。今後は総合土地対策事業と統合（H18）し一体的に事業を推進することにより、県民への情報提供に努める。	

9. 県の負担割合		判定   A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	今後も県の費用負担を増加させずに実施する。	

10. O A化の可能性		判定   D
(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。		
判定根拠	収集したデータは、土地情報管理システムで取りまとめている。	

11. 判定結果				
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	B	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		A	
4. 民間委託の可能性			E	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2	
		(2) 対結果	A 2	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			D	

  

合計	A	B	C	D	E
	8	3		1	1

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分   C   具体的方向性   4
(評価区分) : C. 見直す (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。		
判定根拠	土地政策の基礎資料として活用するとともに、収集したデータの県民への情報提供に努める。そのため平成18年度から総合土地対策事業と統合し、一体的な事業実施を図る。	

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-025008-01-07

事業名	総合土地対策事業	事業番号	07	課係名	土地対策課 土地利用計画班	係番号	01
-----	----------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b>                  (1) 対象                  県民全般</p> <p>(2) 現状                  (a) 土地の利用や保全に関する制度や法律に対する県民の認識は未だ十分とは言えず、違法開発や無届けの土地取引が行われている。                  (b) 保有している各種地図や航空写真が古く、また紙媒体の場合、コンピュータを利用した分析業務、資料作成に利用しづらい。</p> <p>(3) 方法                  (a) 土地月間、土地の日を定め、テレビ、ラジオ、新聞等を利用して土地に関する各種制度、法律について広報活動を行う。また、市町村や不動産鑑定士協会等の関係機関にも協力を要請する。                  (b) 各種地図、航空写真の更新及び電子化</p> <p>(4) 目標                  (a) 土地行政に関する県民の理解を深め、県土の有効利用を図る。                  (b) 各種地図等をすべて電子化し定期的に更新を行い、事務の効率化、県民への情報提供を行う。</p> <p><b>2. 事業の必要性</b>                  (a) 県土の有効利用や保全を図るためには、県民の理解と協力が必要となるため、継続して広報活動を行う必要がある。                  (b) 土地行政における分析機能の強化、事務の効率化及び県民への情報提供手段として地図情報の整備が必要である。</p> <p><b>3. 実施年度・始期：平成2年度，終期：</b></p> <p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1) 行政 (2) 単独</p> <p><b>6. 役割分担</b>                  (1) 何故、「官」が行うのか                  (a) 土地基本法第6条第2項において、土地についての基本理念に関する国民の理解を深める為に広報活動を行うことが、国及び地方公共団体の責務としてうたわれている。                  (b) 行政内部で保有している地図情報の整備である。各種地図情報の整備により、行政組織内部の事務処理の効率化や調整機能の強化が図られる。                  (2) 何故、県が行うのか                  同上</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>10,631</td> <td>9,639</td> <td>8,183</td> <td>6,995</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.85</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：総合土地対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	10,631	9,639	8,183	6,995	人工数	0.85	0.60	0.60	0.80
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	10,631	9,639	8,183	6,995												
人工数	0.85	0.60	0.60	0.80												

<p>(1) 何を (手段・活動指標)                  (a) 土地に関する広報活動                  (b) 地図情報の整備</p> <p>(2) その結果、何が (成果指標)                  (a) 土地行政に関する県民の理解                  (b) 各種地図、航空写真の電子データ化</p>	<p><b>8. 過去3年間 (H17まで) の実績</b>                  8 - (1) どこまでやったのか (手段・活動指標)                  (a) 土地月間の開催、各種資料作成、配布、インターネットによる情報提供                  (b) 地形図のデータ化、空中写真の撮影・データ化、土地利用現況図の作成・データ化、衛星写真のデータ化、各種地図閲覧システムの再構築</p> <p>8 - (2) どの水準まで向上したか (成果指標)                  (a) 土地に関する各種制度、法律についての県民の関心を高め、理解を深めることに寄与している。                  (b) 作成した地図データは県庁内部の複数の部署や県民に複製し、活用され、分析機能の強化、事務の効率化及び行政サービスの向上が図られている。</p>	<p><b>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略</b>                  9 - (1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標)                  (a) 広報活動の継続的な実施。インターネット公開情報の拡充                  (b) H18年度から土地所有・利用実態調査を統合し、電子化された地図情報の庁内ネットワークを利用した共有化やインターネットを利用した県民向け地図情報の公開・提供を図る。</p> <p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標)                  (a) 土地行政に対する県民の理解向上                  (b) 地図情報の共有化による新たな行政分野 (防災、環境等) の行政サービスの向上</p>
---	--	--

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 土地対策課 土地利用計画班				
評価責任者	土地対策課		担当者 土地利用計画班		
課番号	025008	係番号	01	電話番号	866-2040
				作成年月日	

事務事業コード	2006-025008-01-07				
事務事業名	総合土地対策事業				
歳出事業コード(1)	028014005	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	総合土地対策事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	土地に関する広報活動					
成果指標名又は成果の内容(A')	土地行政に関する県民の理解					
活動指標名又は活動の内容(B)	地理情報の整備					
成果指標名又は成果の内容(B')	各種地図、航空・衛星写真の電子データ					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	10,631	9,639	8,183	6,995	
	人工数D	0.85	0.60	0.60	0.80	
	人件費E	5,635.50	3,864	3,864	5,136	
	合計C+E=F	16,266.50	13,503	12,047	12,131	

- (1) 土地行政に関する県民の理解向上。  
 (2) 地図情報の共有化による新たな行政分野(防災・環境等)の行政サービスの向上。

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span> (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	(1) 毎年10月の土地月間におけるパネル展の実施、不動産鑑定士協会との共催による講演会の開催や各種メディア、インターネット等による広報活動を実施している。 (2) 各種地図、航空・衛星写真の電子データの複製提供を実施している。
	(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span> (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	(1) 土地の流動化のため、土地情報に関する需要は増加している。 (2) 電子化した地図情報の提供、統合型GISの要望等も増加している。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	(1) 土地月間における広報活動については、毎年国土交通省の実施要綱に準じて本県の実施要領を策定し、実施している。 (2) 土地利用現況図等各種地図、航空・衛星写真等の整備及び電子化等を実施している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担 (判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	(1) 土地基本法第6条第2項において、広報活動を通じて土地についての基本理念に関して国民の理解を深めることを国及び地方公共団体の責務としている。 (2) 地図情報等の作成及びその電子化は、広報活動の重要な手段となる。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	(1) 毎年国土交通省の実施要綱に準じて、本県の実施要領を策定し実施している。 (2) 国、県、市町村はその所管地域を中心に地図作成等を実施している。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定根拠	地図、空中・衛星写真の電子化等は民間委託している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	土地に対する広報等について当課が所管しており、類似事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	(1) 土地情報の広報活動は県民を対象としたもので、講演会、パネル展、各種メディア等の活用、パンフレット配布、インターネット等の広報活動は適当である。 (2) 県民への地図情報の提供方法（電子化等）について改善を進めており、さらなる利活用の促進に努める。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に (判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	(1) 土地情報の広報活動について、土地行政に関する県民の理解を深める観点から、講演会、パネル展、各種メディア等の活用、パンフレット配布、インターネット等広範囲に活動している。 (2) 県民から要望のある、地図情報の提供方法（電子化等）について改善を進めており、さらなる利活用の促進に努める。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 1
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。		
判定根拠	(1) 鑑定士協会主催の土地月間講演会を後援から共催とし、県が主体的に実施すること等により、職員への呼びかけ等広報活動の充実を図っている。 (2) H15衛星データの数値化、H16土地利用規制現況図、H17土地利用現況図の整備・電子化等、年々提供できるデータの整備は進んでおり、平成18年度から土地所有・利用実態調査と統合し、各種の地図情報等に対してより幅広く検討し、県民へのデータ提供に向けて事業を推進する。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。		判定 A 1
判定根拠	(1) 鑑定士協会主催の土地月間講演会を後援から共催とし、県が主体的に実施すること等により、成果も上昇している。 (2) H15衛星データの数値化、H16土地利用規制現況図、H17土地利用現況図の整備・電子化等、年々提供できるデータの整備は進んでおり、平成18年度から土地所有・利用実態調査と統合し今後とも各種の地図情報等について検討を進め、一層の電子化を図り、県民へのデータ提供にむけて事業を推進する。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	(1) 土地基本法第6条により、広報活動は地方自治体の責務である。 (2) 作成した地図データは、一般に情報提供をするとともに、県庁内部の複数の課で活用され、分析機能の強化、事務の効率化が図られている。	

10. O A化の可能性		判定 D
(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。		
判定根拠	地図情報のデータ利活用については、地理情報システム等を利用しO A化されている。	

11. 判定結果															
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B												
		(2) ニーズ	A												
	2. サービス水準の他県比較			B											
		3. 役割分担	(1) 官民	A											
	(2) 県市町村		B												
4. 民間委託の可能性		E													
5. 事務事業の選択		A													
有効性	6. 対象の妥当性		A												
	7. 貢献度		B												
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1												
		(2) 対結果	A 1												
	9. 県の負担割合		A												
10. O A化の可能性		D													
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>合計</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>				合計	A	B	C	D	E		7	4		1	1
合計	A	B	C	D	E										
	7	4		1	1										

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分 C   具体的方向性 4
(評価区分) : C. 見直す (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。		
判定根拠	県民への広報活動は、地方自治体の責務とされているので、より一層の講演会の充実、空中・衛星写真、地図情報のシステム活用、更新等を実施する。また、土地所有・利用実態調査事業（H18）及び土地分類調査事業と統合し、一体的に事業を運営し、県民の土地に対する利活用の促進を図る。	

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-025008-01-11

事業名	土地利用調整計画策定支援	事業番号	11	課係名	土地対策課 土地利用計画班	係番号	01
-----	--------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 市町村が策定する土地利用調整計画</p> <p>(2) 現状 都市的土地利用の急速な進展により、土地利用規制が相対的に緩い「いわゆる白地地域」においては、土地利用上の問題が顕著になってきている。その問題に対処するため、市町村が自らの地域における土地利用の誘導、土地利用調整のあり方を検討するため、住民意向を取り入れた土地利用調整計画の策定が必要となっている。</p> <p>(3) 方法 土地利用上の問題が顕著になっている市町村に対し、市町村レベルで策定する土地利用調整計画の策定を促進するとともに、指導・助言を行う。</p> <p>(4) 目標 市町村に対し土地利用調整計画の策定を支援し、地域の適正な土地利用調整方法を確立させることにより適正な土地利用を図り、併せて県土の適正かつ合理的な土地利用の実現を図る。</p> <p><b>2. 事業の必要性</b> 地域の土地利用について、適正な土地利用へ誘導、調整する土地利用調整計画を策定することにより、行政、地域住民が共有した土地利用の実現を図ることができる。そのため、土地利用調整計画を策定する市町村に対し指導・助言の必要がある。</p> <p><b>3. 実施年度・始期：平成11年度，終期：</b></p> <p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 市町村が策定する土地利用調整計画の策定を普及及び指導・助言する業務であり、官が行う必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 土地利用調整計画は、県土地利用基本計画の充実・強化の一環として、土地利用の方向、土地利用の区域の設定等を内容とする市町村レベルの土地利用の基本方向を定める計画であるため、県が普及・指導していく必要がある。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>16,100</td> <td>15,400</td> <td>120</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.10</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：国土利用計画管理費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	16,100	15,400	120	60	人工数	0.30	0.30	0.10	0.05
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	16,100	15,400	120	60												
人工数	0.30	0.30	0.10	0.05												

<p><b>(1) 何を(手段・活動指標)</b> 土地利用調整計画の策定</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 土地利用調整基本計画策定事業：H14大里村、H15玉城村 土地利用調整基本計画策定支援事業：H14玉城村、H16名護市 地区土地利用調整計画策定事業：H12与那城町、H13具志川市、H15南風原町、H16石垣市、城辺町 地区土地利用調整計画策定支援事業：H11与那城町、H12具志川市、H13大里村、H14南風原町、H15石垣市</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 土地利用上の課題を抱える市町村に対し、土地利用調整計画の策定を積極的に促進し、支援する。</p>
<p><b>(2) その結果、何が(成果指標)</b> 土地利用規制の相対的に緩い白地地域の適正かつ効率的な土地利用</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 土地利用調整計画を策定することにより、地域、地区の土地利用を適正に誘導、調整する方向性を確立することが出来た。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 土地利用調整計画策定の策定を支援し、地域、地区の適正な土地利用調整方法を確立させる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 土地対策課 土地利用計画班				
評価責任者	土地対策課		担当者 土地利用計画班		
課番号	025008	係番号	01	電話番号	866-2040
				作成年月日	

事務事業コード	2006-025008-01-11				
事務事業名	土地利用調整計画策定支援				
歳出事業コード(1)	028014001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	国土利用計画管理費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	市町村が策定する土地利用調整計画の指導・助言					
成果指標名又は成果の内容(A')	土地利用規制の相対的に緩い白地地域の適正かつ効率的な土地利用					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	16,100	15,400	120	60	
	人工数D	0.30	0.30	0.10	0.05	
	人件費E	1,989	1,932	644	321	
	合計C+E=F	18,089	17,332	764	381	

当事業は、実施主体は市町村で、県は指導・助言を行っている。

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span>
(判定内容) A: 満足している。	
判定根拠	土地利用上の問題を抱える市町村において、土地利用調整計画を策定することにより、行政、地域住民が共有した適正な土地利用の方向性を示しているため。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	土地利用が混在し土地利用の適正化が必要な市町村は多く、当該事業の重要性は益々高まっている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他府県同様、土地利用上の問題を抱える市町村に対して、適正に指導・助言を行っている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	市町村が策定する土地利用調整計画の策定を指導・助言する業務であり、官が行う必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 D
(判定内容) D. 市町村又は国が実施すべき事業である。		
判定 根拠	事業主体は市町村であり、県は計画策定市町村に対して、指導・助言を行っている。	
4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	事業主体である市町村は、策定作業について民間に委託している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	市町村における総合的な土地利用調整計画の策定を支援する事業であり、他に類似する事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	事業実施市町村に対し土地利用調整計画の策定を指導し、地域の適正な土地利用調整方法を確立させることにより、適正な土地利用を図り、併せて県土の適正かつ合理的な土地利用の実現を図っている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	土地利用上の課題を抱える市町村において、土地利用調整計画を策定することにより、地域、地区の土地利用を適正に誘導、調整する方向性を確立することができている。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1  
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠  
 地域住民の参加等により、地域の特性及び課題を踏まえた計画が策定され、個性豊かな地域づくりに役立っている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2  
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠  
 同上

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 県費負担は、指導に要する経費のみである。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 県は事業主体である市町村へ指導・助言を行っており、O A化はそぐわない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
有効性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		D
効率性	4. 民間委託の可能性		E
		5. 事務事業の選択	
6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度		A
8. 対費用効果		(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 2
9. 県の負担割合			A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	8	3		1	1

12. 所管課の総合評価

総合評価  
 評価区分 C | 具体的方向性 4

(評価区分) : C. 見直す  
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠  
 土地利用調整計画は、土地利用上の問題を抱える市町村に対し、地域、地区の適正な土地利用の誘導・調整を行うもので、県としても計画策定の促進を図り指導・助言する必要がある。平成17年度より国庫補助金が廃止されたことから、今後は、国土利用計画管理運営事業の中で事業の推進を図っていく。